

経営者のための やさしい企業年金教室

平成26年3月3日

9時限目：「中小企業でも出来る“キャッシュ・バランス・プラン”

前回の8時限目では「厚生年金基金は、法改正でこう変わる」というお話をしました。平成26年4月1日に施行される、この改正法には、「キャッシュ・バランス・プラン」に関する改正も含まれています。

「キャッシュ・バランス・プラン」は、確定給付企業年金（DB）に分類されますが、年金額が「確定」していません。この仕組みでは、従業員ごとに仮想の個人口座を開設し、企業はここに掛金を拠出していきます。この掛金（拠出付与）の累積額に利息が加算されますが、この利息は、例えば国債の利回りなど、一定の指標に基づき計算されるため、指標の金利水準の変動により利息の部分が増減し、年金額も「変動」することになるのです。

確定給付企業年金の運用で、企業が最も警戒するのは、予定利回りを達成できず、積立不足が発生することです。しかし、このキャッシュ・バランス・プランの場合、金利水準

により、利息の付与額も変動しますので、積立不足が発生しにくくなります。

また、今回の改正により、加算される利息の指標の選択肢に、「企業年金の運用実績」が加わりました。さらに、こうした指標による利回りが、単年度でマイナスになったとしても、加入期間で通算して0（ゼロ）以上であれば許容されることとなり、企業が抱える積立不足への不安が軽減されることになりました。

確定給付企業年金には、基金型と規約型がありますが、これまでは、いずれの制度にせよ、一定の規模を持つ企業でなければ導入は困難でした。しかし、最近では、中小規模の企業で構成される、総合型の基金も登場しています。少数の企業でも、キャッシュ・バランス・プランを採用することが可能になってきているのです。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

〈キャッシュ・バランス・プランの仕組み〉

